



盛土行為についての違反事実を公表します

要 旨

本市は、「沼津市盛土等の規制に関する条例」に基づき、命令を受けた事業主が、期限までに命令に従わなかったため、**違反事実**を公表します。

【命令の内容】

- ・条例の**許可を得ないで盛土**を行った事業主に対して、盛土行為の中止と原状回復等を命じました。

【今後の対応】

これまでに公表した案件とあわせ、引き続き是正に向け、粘り強く指導を行います。

概 要

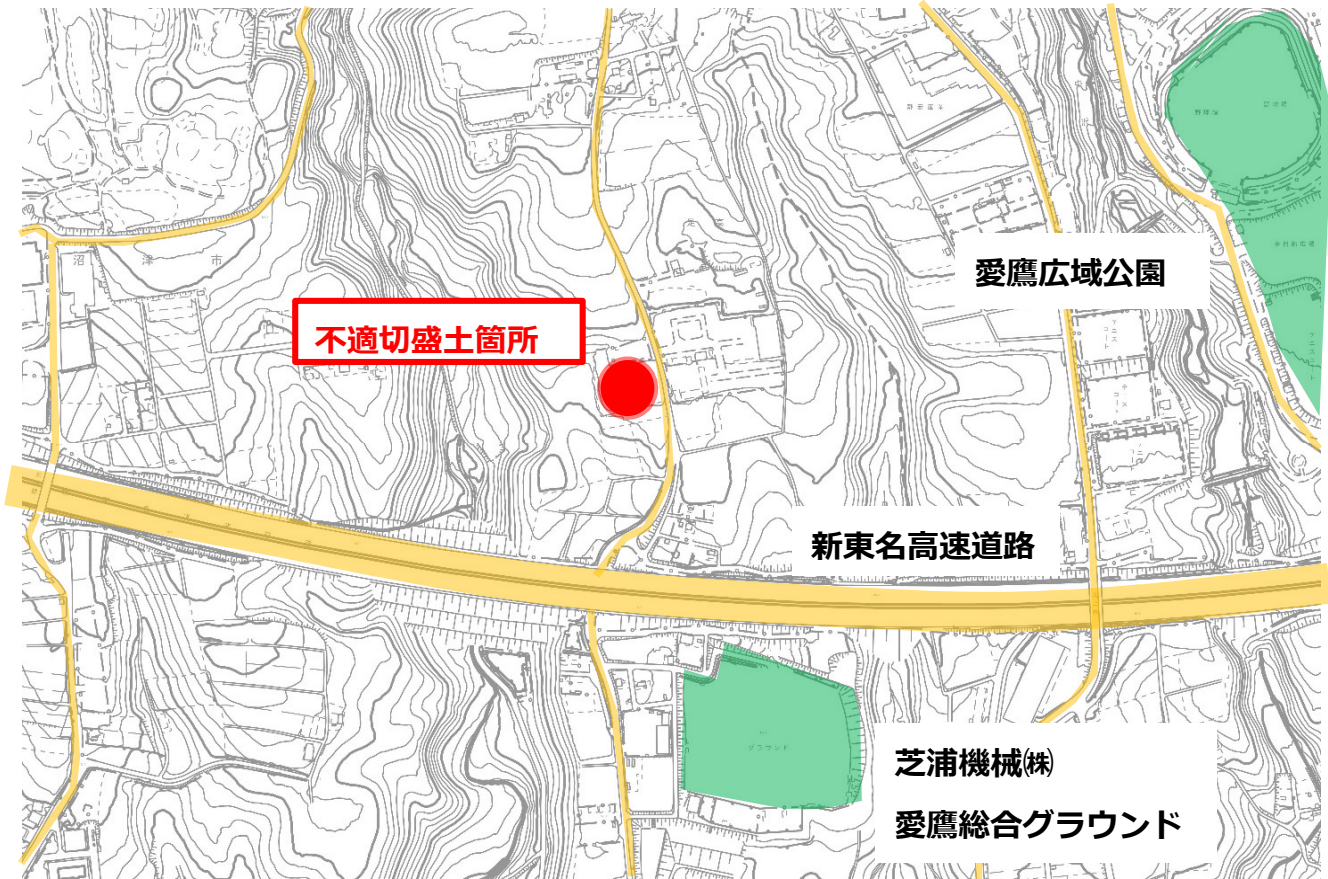
- 事業主 事業を行う権限を有する者
有限会社 西沢田橋本産業 代表取締役 遠藤高史
(沼津市西沢田596番地の2)
- 事 実 事業主は、平成18年頃から、沼津市長の許可を得ずに盛土行為を始めました。市は、事業主に中止・原状回復命令の行政処分を行いましたが、未だ現地は改善されていません。
- 盛土箇所 沼津市足高字尾上50番13外
- 現地の状況 盛土は、条例の技術基準に適合せず、道路や隣接地への土砂の流出が懸念されます。
また、事業主は、農地法、文化財保護法にも抵触し、市は事業主に対し、関係部署と連携を取りながら、指導を行っております。

※ 盛土箇所等添付資料参照

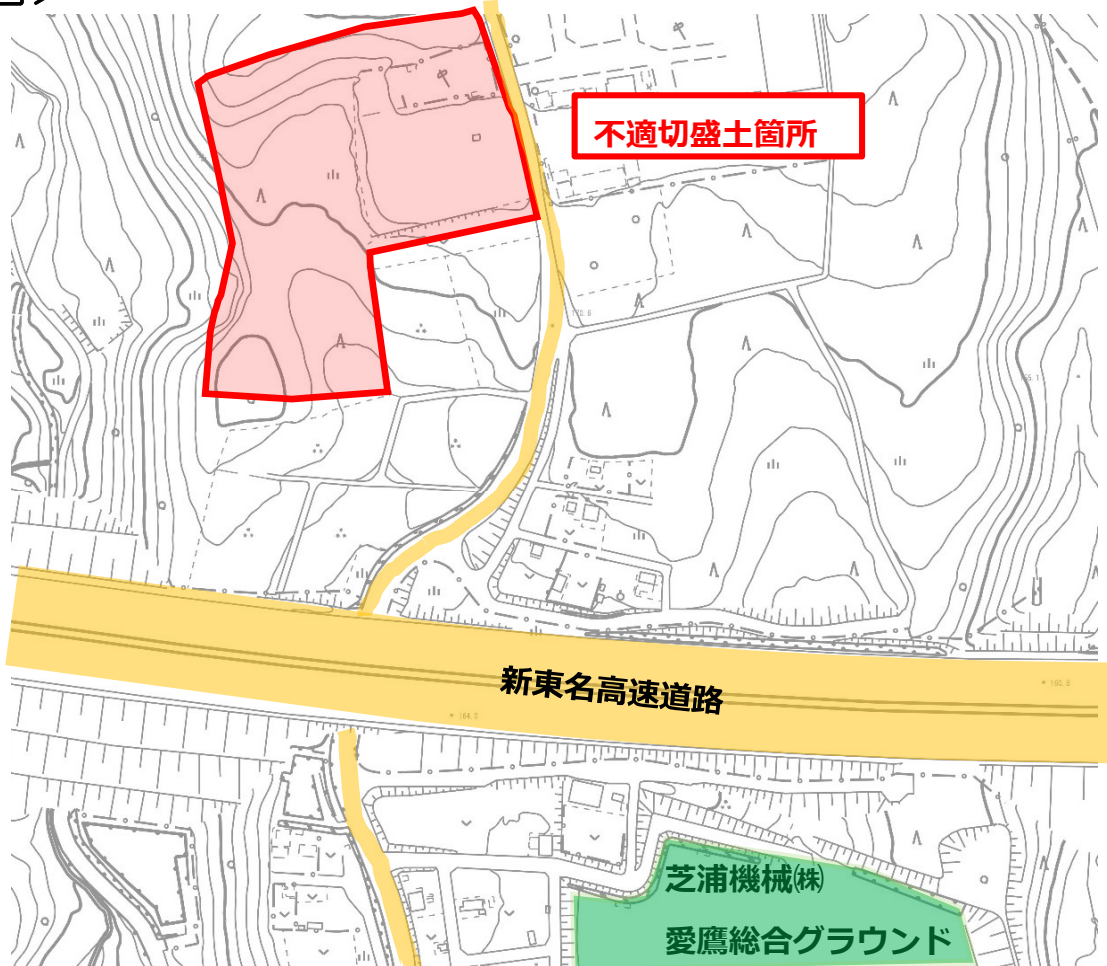
お問い合わせ先

沼津市役所 都市計画部 開発指導課
直通:055-934-4761

< 広域図 >



< 詳細図 >



盛土の範囲



事業主へのヒアリング



現地の状況



大雨により盛土洗堀



市盛土基準を満たしていない

202